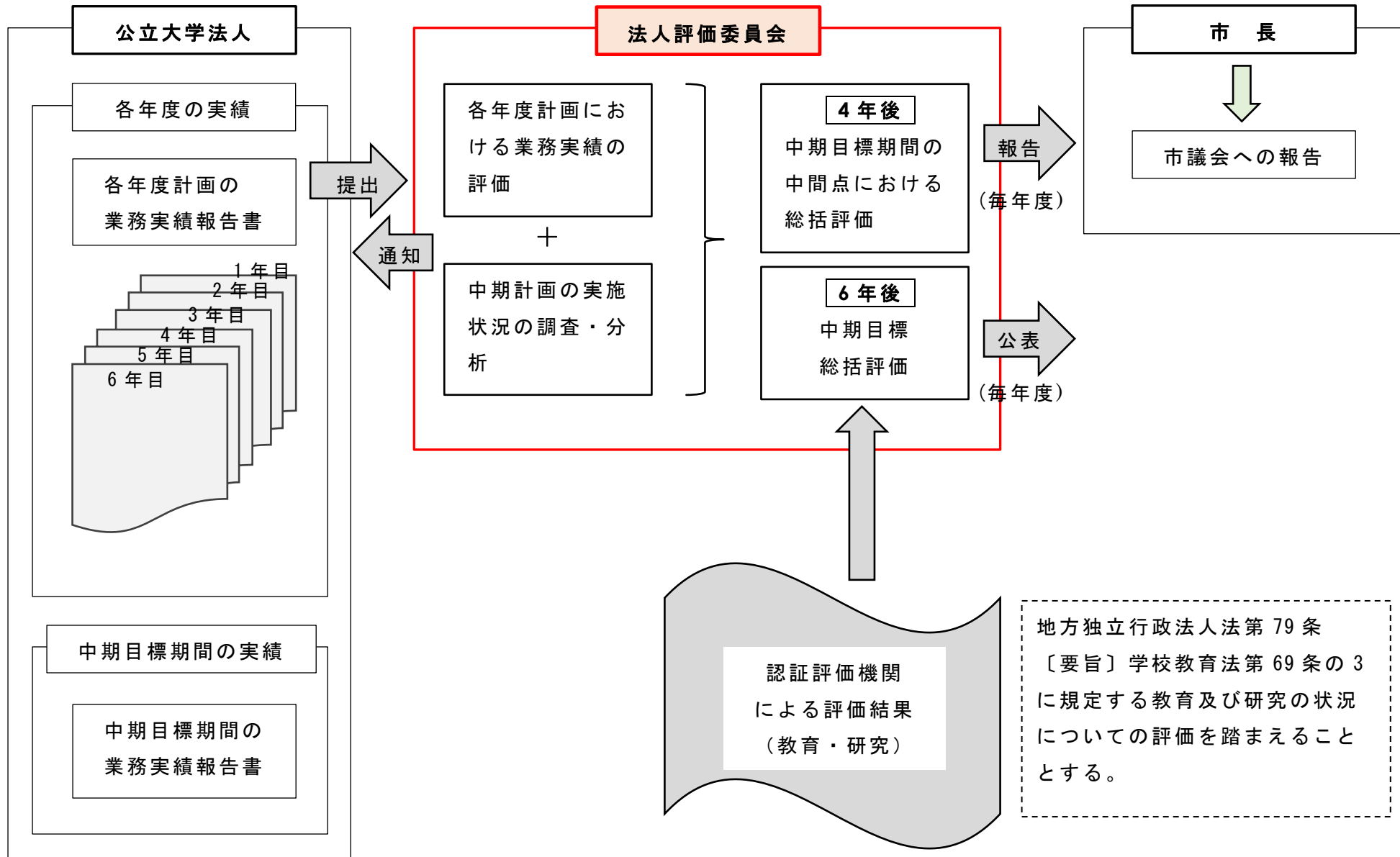


山陽小野田市公立大学法人評価委員会の業務内容について

	改正前の役割	改正後(現行)の役割
第8条	設立団体の長が法人の種別に関する定款を変更(特定地独→一般地独)する際の意見	(変更なし)
第22条	設立団体の長が業務方法書を認可する際の意見	削除
第25条	設立団体の長が中期目標を定め又は変更する際の意見	(変更なし)
第26条	設立団体の長が中期計画を認可する際の意見	削除 ただし、公立大学法人は必要【§78(4)】
第28条	各事業年度における業務の実績についての評価 評価結果の法人への通知・設立団体への報告 業務運営改善勧告	評価主体：設立団体の長に変更 ただし、公立大学法人については§78の2を適用
第30条	中期目標の期間における業務実績の評価 評価結果の法人への通知・設立団体への報告 業務運営改善勧告	改正前の§30の内容は改正後の§28へ。改正後の§30：中期目標の期間の終了時の検討 ただし、公立大学法人については§79の2を適用
第31条	設立団体の長が中期目標の期間終了時に所要の措置を講ずる際の検討時の意見	改正前の§31の内容は改正後の§30へ
第34条	設立団体の長が財務諸表を承認する際の意見	削除
第40条	毎事業年度または中期目標期間終了後に生じた利益(剰余金)の用途について設立団体の長が承認する際の意見	削除
第41条	法人が限度額を超え短期借入する場合または借り換える場合に設立団体の長が承認する際の意見	削除
第42条の2	出資等に係る不要財産の納付等について設立団体の長が認可する際の意見	第1項・第2項の認可(変更なし) 第3項の認可： 削除

	改正前の役割	改正後(現行)の役割
第 44 条	重要な財産を譲渡又は担保に供する 場合に設立団体の長が認可する際の 意見	(変更なし)
第 49 条	特定地方独立行政法人の役員の報酬・ 退職手当の支給基準にかかる意見	(変更なし)
第 56 条	一般地方独立行政法人の役員の報酬・ 退職手当の支給基準にかかる意見	(変更なし)
第 78 条	(中期目標等の特例：改正前の法では 評価委員会の規定はない)	第 4 項【新設】 ：公立大学 法人の中期計画を設立 団体の長が認可しよう とするときの意見
第 78 条の 2		【新設】 ◆每事業年度評価、4 年 次終了後の中間評価、 中期目標期間の評価実 施 ◆評価結果の法人への 通知、業務改善勧告、 設立団体の長への報告
第 79 条	評価委員会による評価時の認証評価 機関の評価の活用	(変更なし)
第 79 条の 2	(改正前 § 79 の 2：会計監査人の資格 等の特例)	[全改] 設立団体の長が 中期目標の期間終了時 に所要の措置を講ずる 際の検討時の意見
第 108 条	吸収合併に関連する設立団体が定款 制定等で国の認可を受ける際の意見	(変更なし)
第 112 条	新設合併に関連する設立団体が定款 制定等で国の認可を受ける際の意見	(変更なし)
第 119 条	公立大学法人における吸収合併存続 法人が吸収合併消滅法人の最終年度 の業務の実績等に関する評価	第 4 項[全改]：公立大学 法人は新設合併消滅法 人の評価も評価委員会 実施
第 120 条	公立大学法人における新設合併存続 法人が新設合併消滅法人の最終年度 の業務の実績等に関する評価	第 4 項[全改]：公立大学 法人は新設合併消滅法 人の評価も評価委員会 実施

《評価委員会の役割イメージ》



《参考》評価委員会の事務(公立大学法人に係るものを抜粋)

○地方独立行政法人法

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを

変更したときも、同様とする。

- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

- 2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見

に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。
(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合におい

て、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

（認証評価機関の評価の活用）

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。